

# 訓練試験課目・訓練競技課目に関する規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、定款第33条(1)により、訓練試験課目（以下「試験課目」という）・訓練競技会課目（以下「競技課目」という）について定める。

## 第2章 家庭犬試験・競技課目

第2条 家庭犬（CD）の試験課目並びに競技課目における規定課目・自由選択課目は、次のとおりとする。

(1)CD I S（家庭犬競技準初等科）（競技会のみ）。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……………規定課目。
2. 紐付立止……………規定課目。
3. 規定2課目の外第4条各号の課目のうちから3課目選択 計5課目。

(2)CD I（家庭犬訓練試験初等科）／家庭犬競技初等科。

ア 試験の場合。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……規定課目。
2. 紐付立止……………規定課目。
3. 規定2課目の外第6条各号の課目のうちから3課目選択 計5課目。

イ 競技会の場合。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……規定課目。
2. 紐無し脚側行進（往復常歩）…規定課目。
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。
5. 立止（紐無し）……………規定課目。

(3)CD II（家庭犬訓練試験中等科）／家庭犬競技中等科。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。  
（往路は常歩・復路は速歩）
  2. 紐無し脚側行進……………規定課目。  
（往路は常歩・復路は速歩）
  3. 停座及び招呼……………規定課目。
  4. 伏 臥……………規定課目。
  5. 立止（紐無し）……………規定課目。
  6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
  7. 常歩行進中の停座……規定課目。
- 規定7課目の外第6条各号の課目のうちから3課目を選択 計10課目。

(4)CD III S（家庭犬競技準高等科）（競技会のみ）。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。  
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……………規定課目。  
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。
5. 立止（紐無し）……………規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 常歩行進中の停座……規定課目。
8. 常歩行進中の立止……規定課目。
9. 障害飛越（片道）……規定課目。
10. 休 止……………規定課目。

規定10課目の外第6条各号の課目のうちから5課目を選択 計15課目。

(5)CD III（家庭犬訓練試験高等科）／家庭犬競技高等科。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。  
(往路は常歩・復路は速歩)
2. 紐無し脚側行進……………規定課目。  
(往路は常歩・復路は速歩)
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。
5. 立止(紐無し)……………規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……………規定課目。
7. 常歩行進中の停座……………規定課目。
8. 常歩行進中の立止……………規定課目。
9. 物 品 持 来……………規定課目。
10. 遠隔・停座から伏臥……………規定課目。
11. 障害飛越(片道)……………規定課目。
12. 障害飛越(往復)……………規定課目。
13. 据 座……………規定課目。
14. 休 止……………規定課目。

規定14課目の外第6条各号の課目のうちから6課目を選択 計20課目。

(6)CDX(家庭犬訓練試験大学科)(試験のみ)。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。  
(往路は常歩・復路は速歩)
2. 紐無し脚側行進……………規定課目。  
(往路は常歩・復路は速歩)
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。
5. 立止(紐無し)……………規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……………規定課目。
7. 速歩行進中の伏臥……………規定課目。
8. 常歩行進中の停座……………規定課目。
9. 速歩行進中の停座……………規定課目。
10. 常歩行進中の立止……………規定課目。
11. 速歩行進中の立止……………規定課目。
12. 物 品 持 来……………規定課目。
13. 前 進……………規定課目。
14. 遠隔・伏臥から立止……………規定課目。
15. 遠隔・停座から伏臥……………規定課目。
16. 遠隔・停座から立止……………規定課目。
17. 障害飛越(片道)……………規定課目。
18. 障害飛越(往復)……………規定課目。
19. 据 座……………規定課目。
20. 休 止……………規定課目。

規定20課目の外第6条各号の課目のうちから10課目を選択 計30課目。

(規制課目)

**第3条** 競技会及び展覧会・競技会併催公開訓練試験においては、次の課目を自由選択課目として行うことはできない。

- (1)前進及び方向変換。
- (2)板壁登はん(片道)。
- (3)板壁登はん(往復)。
- (4)各種の連続往復障害飛越。
- (5)梯子昇りとスベリ台降り。
- (6)渡橋(片道)。
- (7)渡橋(往復)。
- (8)足跡追及(自臭紐付き)。

- (9)物品監守（紐付き）。
- (10)禁足ほうこう。
- (11)襲撃。
- (12)犯人護送。
- (13)犯人監視。
- (14)玉乗り。
- (15)トンネル。
- (16)シーソー。

**第4条** 家庭犬競技準初等科の自由選択課目は、次の課目の中から、3課目選択して行うこととする。

- (1)紐付伏臥。
- (2)紐付行進並びに伏臥。
- (3)紐付行進並びに停座。
- (4)紐付行進並びに立止。
- (5)紐付障害飛越（片道）。
- (6)紐付据座。
- (7)紐付休止。
- (8)紐付お手・おかわり。
- (9)紐付チンチン。
- (10)紐付くわえて歩く。
- (11)紐付寝ろ。
- (12)紐付吠えろ。
- (13)紐付だっこ。

**第5条** 家庭犬競技準初等科の各課目の実施要領は、次の通りとする。

- (1)紐付脚側行進。

第6条(1)に準じて行う。

- (2)紐付立止。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に立止を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。

- (3)紐付伏臥。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。

- (4)紐付行進並びに伏臥。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進で5mの規定地点で指導手は一旦止まり、犬に伏臥を命じる。犬が伏臥したら指示により指導手は引き綱を放し、指示により犬に待てを命じ10m進み犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、指示により脚側停座させて終わる。

- (5)紐付行進並びに停座。

(4)の要領に準じて犬に停座を命じる。

- (6)紐付行進並びに立止。

(4)の要領に準じて犬に立止を命じる。

- (7)紐付障害飛越（片道）。

板張りの障害を片道飛越させる。障害の高さは、小型犬は概ね体高の高さ、中型犬は40cm、大型犬は70cmとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は

犬に飛越を命じ、この時指導手は犬と併走することができる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により指導手は犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(8)紐付据座。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じる。犬から離れる際、指示により引き綱を放し、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、指導手は直立し、指示により終わる。

(9)紐付休止。

犬は、審査員に指示された所定の位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により引き綱を放し、指示により待てを命じ、犬から離れ、10m前方で静止し（犬に背を向けた状態）、約1分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、脚側停座の位置で指示により引き綱を持ち、直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(10)紐付お手・おかわり。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にお手を命じ、犬の片方の手を軽く握る。指示によりもう一方の手を軽く握った後、指示により手を離し、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

指導手が差し出す手は、片手のみとする。（指導手が犬の手を取りに行くような誘導的態度は減点となる。）

(11)紐付チンチン。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。（停座の命令に犬はすばやく両前肢を地につける反応動作ができないものも減点となる。）

(12)紐付くわえて歩く。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は適当な大きさのダンベルを犬にくわえさせ、指示により紐付脚側行進で約10m行進後、回れ右して脚側停座させる。指示により犬に出せを命じ、物品を受け取ったら右手に持ち直立し、指示により終わる。

(13)紐付寝ろ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に寝ろを命じる。犬は四肢を投げ出したような姿勢で頬を地面に付けたままの状態とし、約10秒間経過後、指示により犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(14)紐付吠えろ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により3声吠えさせる。3声吠えたら止める。指示により脚側停座させて終わる。無駄吠えにならないよう十分に制御ができることを必要とする。声視符は吠えさせる都度1回使用できる。

(15)紐付だっこ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。（引き綱は持っても放しても良いが、放して行った場合は、安全に降ろし停座させた後引き綱を持つ。）

**第6条** 試験・競技課目における各課目の実施要領を次のとおりとする。

(1)紐付脚側行進

出発点で犬に脚側停座させる。指示により、コの字型で30mのコースを、CD I S及びCD Iの課目では常歩で往復する。CD IIの課目以上では往路は常歩、復路は速歩で行う。各課目とも復路に移行する際に折り返し点では、とどまる事なく、右回り又は左回り（指導手は左回り犬は右回りすることを言う）のどちらかで折り返し、出発点に戻ったら、右回り又は左回りして来た方向に向かって止まり、犬を脚側停座させて終

わる。

全般を通して指導手は、姿勢を正しく保ち、声視符の乱用や誘導的な指導手の態度はその程度に応じて減点される。

出発、折り返し及び出発点に戻った時の一声符は使用できる。（『アトエ』あるいは『スワレ』）

紐の保持は片手とし、右手、左手どちらでもよい。

#### (2)紐無し脚側行進

犬の首輪から引き綱をはずして、指導手の肩にかけるか、指定の位置に置いて(1)の要領で行う。

#### (3)停座及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の10m前方で対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

#### (4)伏 臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、約3秒経過後、指示により指導手は犬を脚側停座させて終わる。指導手は腰をかがめることなく、直立したまま行う。

#### (5)紐無し立止

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に立止を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。指導手は移動することなく、直立したまま行う。

#### (6)常歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

#### (7)常歩行進中の停座

(6)の要領に準じて犬に停座を命じる。

#### (8)常歩行進中の立止

(6)の要領に準じて犬に立止を命じる。

#### (9)常歩行進中の伏臥及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

#### (10)常歩行進中の立止及び招呼

(9)の要領に準じて犬に立止を命じる。

#### (11)速歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により速歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により速歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

#### (12)速歩行進中の停座

(11)の要領に準じて犬に停座を命じる。

#### (13)速歩行進中の立止

(11)の要領に準じて犬に立止を命じる。

#### (14)速歩行進中の伏臥及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により速歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座す

るか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

(15)速歩行進中の立止及び招呼

(14)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(16)物品持来

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、物品(ダンベル状のもの)を約10m前方に投げ、指示により犬を発進持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立し節度をつけて終わる。一旦対面停座した犬は脚側停座させて終わる。

(17)前 進

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により規定位置(前方約10m)へ犬を前進させ、犬が到達したら立止の状態に停止させ、指示により指導手は犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(18)遠隔・伏臥から立止

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を伏臥させ、指示により犬に待てを命じ、約10m前方で犬と対面し、約3秒経過後、指示により指導手は犬に立止を命じ、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(19)遠隔・伏臥から停座

(18)の要領に準じて伏臥から停座を行う。

(20)遠隔・立止から停座

(18)の要領に準じて立止から停座を行う。

(21)遠隔・立止から伏臥

(18)の要領に準じて立止から伏臥を行う。

(22)遠隔・停座から伏臥

(18)の要領に準じて停座から伏臥を行う。

(23)遠隔・停座から立止

(18)の要領に準じて停座から立止を行う。

(24)障害飛越(片道)

板張り障害を片道飛越させる。障害の高さは、小型犬は概ね体高の高さ、中型犬は40cm、大型犬は70cmとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

競技会では総べての飛越作業において、やり直しは認められない。また、犬が飛越しない場合(失敗・拒否)は作業中止とする。(犬が飛越せず、体の一部が障害を越えた場合及び出発点に戻した場合を拒否とする。)

(25)障害飛越(往復)

(24)と同じ障害(高さも)を用いる。

指導手は(24)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬は飛越したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(26)据 座

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、脚側停座の位置で直立し終わる。

## 27 休 止

犬を指示された位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により待てを命じ、犬から離れ、指導手は指示された場所に隠れ、約3分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。(競技会では進行上、休止時間を短縮される場合がある。)

## 28 お回り (右回り)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により右回りを3回命じる。3回転終了後指導手は待てを命じ、停座させる。指示により脚側停座させて終わる。

(声視符は一回転につき1声視符とし、指導手が腰をかがめたり、手で大きく輪を描くような視符や声符の乱用は減点になる。)

## 29 お回り (左回り)

28の要領に準じて左回りをさせる。

## 30 お手・おかわり

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にお手を命じ、犬の片方の手を軽く握り、指示によりおかわりをさせる。指示により手を離し、指導手は直立し節度をつけ、指示により脚側停座させて終わる。

指導手が差し出す手は、片手のみとする。また指導手は体勢、姿勢を変えてはならない。(指導手が犬の手をとりに行くような誘導的態度は減点となる。)

## 31 チンチン

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(停座の命令に犬がすばやく両前肢を地につける反応動作ができないものも減点となる。)

## 32 くわえて歩く

犬を所定の位置に脚側停座をさせる。指示により指導手は適当な大きさの任意の物品を犬にくわえさせ、指示により脚側行進で約10m行進後、回れ右して脚側停座させる。指示により犬に出せを命じ、物品を受け取ったら右手に持ち直立し節度をつけて終わる。

## 33 寝ろ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に寝ろを命じる。犬は四肢を投げ出したような姿勢で頬を地面につけたままの状態とし、約10秒間経過後、指示により犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

## 34 ローリング (右横転)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に右横転を命じ、3回横転させる。右横転終了後犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。指導手は姿勢を正しく保ち、横転させる都度1声視符使用できる。

## 35 ローリング (左横転)

34の要領に準じて左横転をさせる。

## 36 ほふく

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬の約5m(小型犬は3m)前方で対面し、指示により犬にほふくを命じ(一声視符の使用可)、犬が指導手の足元まできたら犬を前面に停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

## 37 吠えろ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により3声吠えさせる。3声吠えたら止める。無駄吠えにならないように十分に制御ができることを必要とする。指示により脚側停座させて

終わる。声視符は吠えさせる都度1回使用できる。

#### (38)立って歩く

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に触れずに後肢2本で立たせて、犬と共に中断しないで前進する。犬が約5m前進したら停止させ、指導手は犬の前肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

#### (39)逆立ち歩き

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬の後肢を挙げて逆立ちさせて、犬に触れずに共に中断しないで前進する。犬が約3m歩いたら停止させ、指導手は犬の後肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

#### (40)バック

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を対面停座させバックを命じ、犬のみ後退させる。犬が約5m後退したら立止の状態での停止させ、指示により指導手は犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

#### (41)立ってバック

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を対面停座させ、犬に触れずに後肢2本で立たせて、犬を後退させながら共に歩く。犬が約3m後退したら停止させ、指導手は犬の前肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

#### (42)前進及び方向変換

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬だけを約10m前方へ直進させて停止させる。指示によりこの位置を中心として概ね直角に左方に約10m犬を移動させ停止後、中心に戻す。指示により続いて右方に約10m犬を移動させ停止後、再び中心に戻して停止させた後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

#### (43)玉乗り（上に乗って転がすもの・円筒状などを含む）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬が乗る器物を手で押さえ犬に乗ることを命じ、犬はすみやかに乗る。乗った時点で指導手は手を離し、器物からやや離れ、犬は自力で器物を回転させて約3m、球状でバランスを取り静止させるものでは、約10秒経過後、指示により指導手が器物を押さえ、犬に降りることを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

（動物愛護の立場から見て、不愉快な思いをギャラリーに感じさせるものであってはならない。）

#### (44)縄跳び

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、縄飛び可能な任意の位置に一旦直立し、指示により開始する。連続5回跳んだら停止し、指示により脚側停座させて終わる。

（規則正しく節度をつけて（リズムカル）行う。犬が飛んだ時、指導手の体などに都度接触又は飛びつくようなものは減点の対象になる。）

#### (45)お使い

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10mの地点に対面直立している助手に向かって、籠・カバン・風呂敷包みなどの物品を犬にくわえさせて発進させる。犬は助手の元に行き、物品をくわえたまま直接脚側停座するか、又は一旦対面停座する。指示により助手は犬に出せを命じ、物品を受け取り、対面停座した犬は脚側停座させる。助手は指示により再び犬にその物品をくわえさせ、指導手の元へ発進させる。指導手の元へ来た犬は物品をくわえたまま直接脚側停座するか、又は一旦対面停座する。指示により指導手は犬に出せを命じ、物品を受け取り、対面停座している犬は脚側停座させて終わる。（犬に対する声視符は発進させた者だけが使用でき、片方での誘導・招呼は減点となる。）



#### 46)ハウス

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は直立したまま前方約10mの地点に設置した犬舎・ゲージ等へ、犬にハウスを命じる。犬は招呼されるまで、自主的にハウスに入っていることを必要とする。犬がハウスに入り約10秒経過後、指示により指導手は犬を招呼し、犬は直接脚側停座するか、又は一旦対面停座した後、脚側停座させて終わる。(指導手が声視符等を使用して犬を制御した場合減点になる。)

#### 47)だっこ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

#### 48)おんぶ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に背を向け、犬が飛び乗る安全な姿勢をとる。指示により犬に背に乗るように命じる。犬が背に乗ると膝を伸ばし、且つ犬の安全を保持する。おんぶして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

#### 49)股くぐり歩き

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に股くぐり歩きをさせながら、なるべく自然に歩く。約5m前進後回れ右し、脚側停座させて終わる。(くぐれの声視符は、出発時1回のみとする。)

#### 50)8の字股くぐり

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は両足を開いて立ち、指示により犬に8の字型に股くぐりさせる。3回連続行った後、指導手はすみやかに直立し、脚側停座で終わる。(くぐれの声視符は、開始時1回のみとする。)

#### 51)棒飛び(片道)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。飛越棒を水平に規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は棒を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

#### 52)棒飛び(往復)

指導手は51)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は棒を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

#### 53)幅飛び(片道)

指導手は、犬を飛越に必要な助走距離をとった幅跳び台の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

#### 54)幅飛び(往復)

指導手は53)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬は飛越したら直接脚側停座するか、一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

#### 55)輪飛び(片道)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。輪を規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は輪を降ろし、指示により脚側停座させて終わる。

#### 56)輪飛び(往復)

指導手は55)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は輪を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

#### 57)腕飛び(片道)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。腕を水平に規

定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 58腕飛び（往復）

指導手は57の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 59脚飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。片足を規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 60脚飛び（往復）

指導手は59の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 61背飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。背を水平に保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 62背飛び（往復）

指導手は61の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 63腕輪飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。両手で規定の高さに腕輪をつくり、指示により犬に腕輪の中を飛越するよう命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 64腕輪飛び（往復）

指導手は63の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

#### 65板壁登はん（片道）

指導手は、犬を飛越に必要な助走距離をとった板壁の前位置に脚側停座させる。指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。（直立または傾斜した板壁を用い、高さは小型犬80cm・中型犬120cm・大型犬150cm以上とし、よじ登って越えるものとする。）

#### 66板壁登はん（往復）

指導手は65の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

#### 67各種の連続往復障害飛越

同一、又は異種の障害を任意の間隔をおいて配置し、一つずつ連続して二つ以上の障害を飛越させるものである。指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置で脚側停座させる。指示により犬に飛越を命じ、犬は自主的に往復飛越をし、指示により脚側停座させて終わる。

#### 68持来を含む往復障害飛越

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置で脚側停座させる。指示により障害の先の任意地点に物品（ダンベル状のもの）を投てきし、指示により飛越持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立し節度をつけて終わる。

一旦対面停座した犬は脚側停座させて終わる。(復路の際の一声視符は可。)

#### (69) 梯子昇りとスベリ台降り

約150cm以上の高さで安定した危険の無い器具を用いる。梯子の前に犬を脚側停座させる。指示により指導手は犬に梯子を昇るように命じ、昇ったら一旦停止させ、指示により犬にスベリ台を降りるように命じ、着地後一旦停止させ、指示により脚側停座させて終わる。

#### (70) 渡橋 (片道)

直径約30cm長さ2m以上の丸太を横にしたもの又は幅30cm長さ2m以上、高さ1m以上の橋で両端に傾斜した昇降板をつけたものを用い、犬を渡らすものである。犬を橋の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は渡るよう命じる。犬は単独で渡り降りる。犬が降りたら、犬に立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

#### (71) 渡橋 (往復)

指導手は(70)の要領で往路渡橋後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により復路を命じる。犬が渡橋したら、立止状態で待てを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

#### (72) シーソー

幅約30cm、長さ3m以上、高さ約45cmのシーソーを用い、犬を渡らせるものである。(シーソー状のものであれば代用品でも差し支えない。)犬をシーソーの前位置に脚側停座させる。指示により指導手は渡るよう命じる。犬は単独で渡る。犬が渡り終えたら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

#### (73) トンネル

内径約60cm、長さ3m以上の直線の固形トンネルを用い、犬を通過させるものである。(トンネル状のものであれば代用品でも差し支えない。)犬をトンネルの前位置に脚側停座させる。指示により指導手は通過するよう命じる。犬は単独で通過する。犬が通過したら、立止状態で待てを命じ指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

#### (74) 自臭の臭気選別

指導手臭を付着させた物品(布・木片)を本物品とし、同じ形質の誘惑物品(審査員・スチュワードが着臭した物品)4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置するが、指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に回れ右してから、犬に本臭をかがせて発進持来させる。

犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡して終わる。

(1回のみ・持ち時間は犬を発進後1分間・1分経過後は失格)

#### (75) 他臭の臭気選別

(74)の要領に準じて行うが、本物品と誘惑物品は、審査員とスチュワードのどちらかの臭気をそれぞれ着臭した物品を用いて行う。(1回のみ)

#### (76) 足跡追及 (自臭紐付き)

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は直線で約50歩の足跡を印跡し、終点に1個の自臭物品を置く。印跡後、すぐ追及を開始し、指導手は10mの搜索綱を犬につけて、末端をもって追従し、犬は物品を発見したらくわえるか、またはポイントする。犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

#### (77) 物品監守 (紐付き)

指示により指導手は犬を所定の場所に係留してから伏せさせ、鞆状のものを監守させ、10m離れたところに隠れる。指示により仮装犯人1名が奪取と威嚇を試みる。指示により指導手は鞆を取り、犬の係留をはずし

て脚側停座させて終わる。

#### (78) 禁足ほうこう

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10m以上離れた所に隠れている仮装犯人に対して犬を発進させる。犬は仮装犯人の発見と同時に禁足ほうこうを約10秒する。指示により指導手は犬に中止を命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

#### (79) 襲撃

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10mの仮装犯人に対して犬に襲撃を命じ追隨する。犬が完全に咬捕したら、指示により指導手は犬に中止を命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

#### (80) 犯人護送

犬を仮装犯人の後又は右側の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と共に犯人を護送する。約20m地点で犯人は隙をみて逃亡し、犬は命じられる事なく追捕し、犬が完全に咬捕したら、指示により犬に中止を命じる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犯人を審査員に引き渡し、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

#### (81) 犯人監視

犬を仮装犯人の監視ができる位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を単独で停座又は伏臥させて犯人監視を命じ、約10m離れた場所に隠れる。若干時間経過後に犯人は隙を見て逃亡し、犬は命じられる事なく追捕し、犬が完全に咬捕したら、指示により犬に中止を命じる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犯人を審査員に引き渡し、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

2 前項の課目以外でも、担当訓練試験委員及び審査員長が認めたものであれば1課目とする。

### 第3章 オビディエンス試験・競技課目

第7条 オビディエンスの試験課目並びに競技課目とその実施要領は次のとおりとする。

#### (1) オビディエンスビギナー I (競技会のみ)。

各課目声・視符の使用可。

##### 1. 犬と対面しての30秒間の停座 (紐付)。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。(それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。) 指示により指導手は犬に待てを命じ、引き綱を弛ませた任意の距離で犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。

##### 2. 犬と対面しての30秒間の伏臥 (紐付)。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。(それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。) 指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、引き綱を放し犬に待てを命じ、約5m離れて犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により1頭ずつ脚側停座(右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左側から順に指示する。)させ、指示により引き綱を手に持ち終わる。

1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。(犬はその状態のままとする。)

##### 3. 紐付脚側行進。

出発点で犬を脚側停座させる。指導手は左手に引き綱を持ち待機する。準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ(90度)、C左へ(90度)、D回れ右、E止まれ、F速歩を含んだ脚側行進を行い、指示により指導手は停止し、犬に脚側停座させ、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行う。回れ右の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

#### 4. 行進中の伏臥（紐付）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により脚側行進を行う。指示により伏臥を命じると同時に引き綱を放し、指導手のみ行進し指示により対面する。指示により指導手は犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させ、指示により引き綱を手を持って終わる。

#### 5. 伏臥を伴う招呼（紐付）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により犬を伏臥させ、引き綱を放す。指示により指導手は犬に待てを命じ、指示された方向に約5m離れて対面する。指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させる。さらに指示により引き綱を持ち、指示により行進をして、指示により脚側停座で終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

#### 6. 扱い方 人／犬。

指導手と犬との調和と稟性。

### (2)オビディエンスビギナーⅡ（競技会のみ）

#### 1. 犬と対面しての30秒間の停座（声符のみ）

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により引き綱を外し、指示により指導手は犬に待てを命じ、約10m離れて犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。引き綱を外した時点から犬を触ってはならない。外した引き綱は、指導手の肩にかける。

#### 2. 犬と対面しての1分間の伏臥（声符のみ）

指導手は、所定の位置に犬を脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、指示により犬に待てを命じ、約10m離れて犬と対面する。約1分間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により1頭ずつ脚側停座（右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左側から順に指示する。）させ、指示により引き綱を付けて終わる。

1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。（犬はその状態のままとする。）

#### 3. 紐付き脚側行進（声符のみ）

出発点で犬を脚側停座させる。指導手は左手に引き綱を持ち待機する。準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ（90度）、C左へ（90度）、D回れ右、E回れ左、F止まれ、G速歩を含んだ脚側行進を行う。指示により指導手は停止し、犬に脚側停座させ、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行う。回れ右・回れ左の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

#### 4. 紐無し脚側行進（声符のみ）

指導手は、犬に引き綱を付けて出発点で待機し、指示により引き綱を外し、指導手の肩にかけて、課目3の要領で行う。

#### 5. 行進中の伏臥及び招呼（声符のみ）

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は、常歩で脚側行進し、約5mの地点で指示により伏臥を命じる。指導手は止まる事なく振り返らず、引き続き約10m直進し対面する。指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

#### 6. 前進（声符及び視符）

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は犬に待てを命じ、約10m前方の3m四方の区域内に引き綱を置き、犬の元へ戻り、指示により犬を前進させ、3m四方の区域内で停止させる。（犬は停座、伏臥、立止のどの状態でも良い）指示により指導手は、常歩で犬の左側から後方を通り、犬の元に戻り、指示により基本姿勢をとらせて終わる。犬を前進させる時のみ声視符同時なら許される。犬の体の一部が区域内に接している場合は、状態に応じて減点とし、区域外であれば区域内に入れる命令をかけても良いが、減点となる。また、四隅のコーンに犬の鼻が触れると減点となる。

引き綱は、3m四方の区域内のどの場所に置いてもいいが、反射する色の引き綱は認められない。3m四方の各コーナーにはコーンを置く。

#### 7. 遠隔操作（声符及び視符）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、常歩で指示された方向に約10m離れて対面する。指示により犬を伏臥させる。指示により指導手は常歩で、犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により脚側停座させて終わる。指導手の命令は、犬の姿勢を変える時のみ、声視符同時なら許される。

#### 8. 扱い方 人／犬

指導手と犬との調和と稟性。

### (3)オビディエンス I。

#### 1. 犬と対面しての1分間の停座（声符のみ）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により引き綱を外し、指示により指導手は犬に待てを命じ、約20m離れて犬と対面する。1分間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。引き綱を外した時点から犬を触ってはならない。外した引き綱は、指導手の肩にかける。

#### 2. 犬と対面しての3分間の伏臥（声符のみ）。

指導手は、所定の位置に犬を脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、指示により犬に待てを命じ、約20m離れて犬と対面する。3分間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により1頭ずつ脚側停座（右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左側から順に指示する。）させ、指示により引き綱を付けて終わる。1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。（犬はその状態のままとする。）

#### 3. 紐付き脚側行進（声符のみ）。

出発点で犬を脚側停座させる。指導手は左手に引き綱を持ち待機する。準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ（90度）、C左へ（90度）、D回れ右、E回れ左、F 8の字（一つの円は直径4mぐらい）、G止まれ、H速歩を含んだ脚側行進を行う。指示により指導手が停止したら、犬は速やかに命じることなく脚側停座し、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行い、8の字はコーンを置く。回れ右・回れ左の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

#### 4. 紐無し脚側行進（声符のみ）。

指導手は、犬に引き綱を付けて出発点で待機し、指示により引き綱を外し、指導手の肩にかけて、3.の要領で行う。

#### 5. 行進中の伏臥（声符のみ）。

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は、10mを常歩で脚側行進し、約半分（5m）の地点で、指示により伏臥を命じる。指導手は止まる事なく、振り返らず引き続き5m直進し、指示により目印の位置で左反転ターンし、犬に向かって進み、犬の左側50cm離れて約2m通過し、指示により左反転ターンをし、犬の元に進み、犬の位置に到達したら、指導手は止まる事なく脚側行進を命じ、約5m直進し、指示により指導手は指示なし脚側停座させ、指示により終わる。

#### 6. 伏臥を伴う招呼（声符のみ）。

指導手は、所定の位置（3m四方の区域内中央）に犬を脚側停座させて待機する。指示により犬を伏臥させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、指示された方向に約20m離れて対面する。指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。引き綱は、3m四方の区域内の犬が伏臥する前に横に真っ直ぐに置いてもいい。反射する色の引き綱は認められない。3m四方の各コーナーにはコーンを置く。

#### 7. 前進及び伏臥（声符及び指符）。

出発点（6.の終了地点が出発地点）で犬を脚側停座させる。指示により指導手は犬だけを出発地点から約20m離れた3m四方の区域内へ前進させ、3m四方の区域内で伏臥を命じる。（一旦停止後、伏臥を命じてもいい。）指導手は犬が伏臥したら、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示

により脚側停座をさせて終わる。犬を前進させる時のみ声指符同時なら許される。犬の体の一部が区域内に接している場合は、状態に応じて減点とし、区域外で伏臥をしていなければ区域内に入れる命令をかけても良いが減点となる。また、四隅のコーンに犬の鼻が触れると減点となる。小型犬（体高30cm以下）の場合、直進は約10mとする。

8. 往復障害飛越（声符及び指符）。

板張りの障害を往復飛越させる。障害の高さは犬の体高を10cm単位で切り上げた高さとし、最高70cmとする。幅は1m～1.5m。指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離（約3m）をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬は障害を飛越したらとどまる事なく、再度障害を飛越して、指導手の元に素早く戻り、指示無し脚側停座させて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。指導手は、犬が飛越する際、往復とも一回だけ声符が許される。また、往路の時のみ指符同時は許される。

9. 置き持来（声符のみ）。

物品は木かプラスチックのダンベルとし、重さは175g～650gの間とする。ダンベルには布や糸等を巻いてはならない。（小型犬は100g以上）犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、常歩で指示された方向の約10m前方にダンベルを置き、常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻る。指示により犬にダンベルを持来させる。犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示によりダンベルを受け取り、右手に持ち直立して節度付けて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

10. 遠隔操作（声符及び指符）。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を伏臥させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、常歩で指示された方向に約15m離れて対面する。指示により指導手は犬を停座させ、指示により犬を伏臥させる。指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により脚側停座させて終わる。指導手の命令は、犬の姿勢を変える時のみ声指符同時なら許される。

11. 扱い方 人／犬。

指導手と犬との調和と稟性。

(4)オビディエンスⅡ。

1. 犬と対面しての2分間の停座（声符のみ）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により引き綱を外し、指示により指導手は犬に待てを命じ、約20m離れて犬と対面する。2分間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。引き綱を外した時点から犬を触ってはならない。外した引き綱は、指導手の肩にかける。

2. 犬から見えない場所に隠れての3分間の伏臥（声符のみ）。

指導手は、所定の位置に犬を脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、指示により犬に待てを命じ、犬から見えない場所に隠れる。指導手が隠れてから1分間経過後、スチュワードが並んでいる犬の外周を一周歩く。3分間経過後、指示により指導手は所定の位置で立ち止まる。（犬から約20m離れて対面する）指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により1頭ずつ脚側停座（右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左から順に指示する。）させ、指示により引き綱を付けて終わる。1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。（犬はその状態のままとする。）

3. 紐無し脚側行進（声符のみ・開始前に9.のための木片を渡される。）。

この課目から引き綱無し。指導手は引き綱を指定した場所に置くか、肩にかける。出発点で犬を脚側停座させる。指示により準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ（90度）、C左へ（90度）、D回れ右、E回れ左、F止まれ、G速歩、H緩歩、Iスラロームを行い、指示により指導手が停止したら、犬は速やかに命じることなく脚側停座し、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行い、スラロームは6個のコーンから成り、コーンとコーンの間隔は約2.5m。指導手はコーンから概ね1m離れて行進する。回れ右、回れ左の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

4. 行進中の停座及び伏臥（声符のみ）。

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は、10mを常歩で脚側行進し、

約半分(5m)の地点で、指示により停座を命じる。指導手は止まる事なく、振り返らず引き続き5m直進し、指示により目印の位置で左反転ターンし、犬に向かって進み、犬の左側50cm離れて約2m通過し、指示により左反転ターンをし、犬の元に進み、犬の位置に到達したら、指導手は止まる事なく脚側行進を命じ、約5m直進し目印の位置で右(左)折する。前述の要領で次の10mでは伏臥を命じる。指導手は同様の要領で伏臥している犬の位置に到達したら、止まる事無く脚側行進を命じ、約5m直進し、指示により指導手は指示なし脚側停座させ、指示により終わる。各コーナー及び終了地点には目印を置く。

5. 立止を伴う招呼(声符のみ)。

指導手は、所定の位置に脚側停座させ待機する。指示により犬を伏臥させ、指示により指導手は犬に待てを命じ、指示された方向に約25m離れて対面する。指示により犬を招呼する。指導手は、犬がおよそ半分の距離に達したところで立止の姿勢をとるよう命じる。指示により指導手は再度犬を招呼し、犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。指導手と犬の中間点(約25mの中間点)にコーンを置く。

6. 前進及び伏臥(声符及び指符)。

指定された出発点で犬を脚側停座させる。指示により指導手は犬だけを出発地点から約20m離れた3m四方の区域内へ直進させ、3m四方の区域内で伏臥を命じる。(一旦停止後、伏臥を命じても良い。)指導手は犬が伏臥したら、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により脚側停座をさせて終わる。犬を直進させる時のみ声指符同時なら許される。犬の体の一部が区域内に接している場合は、状態に応じて減点とし、区域外で伏臥をしていなければ区域内に入れる命令をかけても良いが減点となる。また、四隅のコーンに犬の鼻が触れると減点となる。小型犬(体高30cm以下)の場合、直進は約10mとする。3m四方の各コーナーにはコーンを置く。

7. 障害飛越を伴う持来(声符及び指符)。

障害の高さは犬の体高を10cm単位で切り上げた高さとし、最高70cmとする。幅は1m~1.5m。物品は木かプラスチックのダンベルとし、重さは175g~650gの間とする。ダンベルには布や糸等を巻いてはならない。(小型犬は100g以上)指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離(約3m)をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は障害の先の任意の地点にダンベルを投てきし、指示により飛越持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示によりダンベルを受け取り、右手に持ち直立し節度を付けて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。ダンベルを投てきする前の待ては許される。指導手は、犬が障害を飛越し着地する前に飛越及び持来の声符をかける。また、往路の時のみ指符同時は許される。

8. 金属物品の置き持来(声符のみ)。

物品は自分が用意した金属のダンベルとし、重さは175g~650gの間とする。(小型犬は100g以上とし、ダンベルには布や糸等を巻いてはならない。)犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、常歩で指示された方向の約10m前方にダンベルを置き、常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻る。指示により犬にダンベルを持来させる。犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示によりダンベルを受け取り、右手に持ち直立して節度を付けて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

9. 嗅覚による最大6個の物品選別(声符のみ)。

3.の開始前に、各指導手は、主催者が用意したゼッケン番号が記された木製の持来物品(8~10cm×2~3cm)を渡す。指示により指導手のみ後を向く。指導手臭が付着した物品を本物品とし、同じ形質の類似の5個の物品とともに、指導手から約10m離れた地点に、指導手に判らないように時計の11時、12時、1時にあたる位置に弧状に、あるいは一列に並べる(物品の間隔は約25cm開ける)。指示により指導手は犬に物品を持来するよう命じる。犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立して節度を付けて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。指導手は作業前、物品に臭気を付着させたり、犬に物品を嗅がせたりすることは禁じられている。物品は指導手ごとに新しい物品を用意する。搜索は1分以内とする。

10. 遠隔操作(声符及び指符)。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を伏臥させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、常歩で指示された方向に約15m離れて対面する。指示により指導手は犬を停座させ、指示により犬を立止させ、指示により伏臥させる。指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により脚側停座させて終わる。指導手の命令は、犬の姿勢を変える時のみ声指符同時なら許



される。

11. 扱い方 人／犬。

指導手と犬との調和と稟性。

#### 第4章 警備犬試験課目

第8条 GD（警備犬訓練試験）の試験課目とその実施要領を次のとおりとする。

- (1)GD I（警備犬訓練試験Ⅰ）。 150点。
- A 嗅覚作業 1か2のどちらかを選択する。 30点。
1. 足跡追及。  
2屈折約100歩の指導手の足跡で、終点に物品1個を置き、印跡5分後に10mの紐付にて行う。
  2. 臭気選別（自臭）。  
10m前方の選別台上の指導手の付臭物品を1個、他は同形同質無臭の誘惑物品4個の中から選別し持来させる。3回実施し、本物品の位置を指導手に知られないように配置する。  
3回成功は25点、2回成功は20点、1回成功は10点、選別態度を5点とする。
- B 服従作業。 120点。
1. 紐付脚側行進。 (10)  
コの字型で往路は常歩、復路は速歩。
  2. 紐無脚側行進。 (10)  
コの字型で往路は常歩、復路は速歩。
  3. 停座時立止。 (10)
  4. 停座時伏臥。 (10)
  5. 据座及び招呼。 (10)
  6. 物品持来。 (20)  
150gのダンベルを5m以上前方に投げる。
  7. 障害飛越。 (10)  
高さ60cmの板張障害の飛越片道。
  8. 休止。 3分間。 (10)
  9. 銃声確固性。 (20)  
紐付立止で銃声2発。
  10. 紐付犬体検査及び一般態度。 (10)
- (2)GD II（警備犬訓練試験Ⅱ）。 200点。
- A 嗅覚作業。 1か2のどちらかを選択する。 50点。
1. 足跡追及。  
他人の足跡で2屈折150歩とする。物品は中間と終点に配置し印跡5分後に追及開始。  
指導手は終点の20歩手前で紐を放し止まる。
  2. 臭気選別。  
10m前方の選別台上の指導手の付臭物品を1個、他は1名で4個に付臭した物品の中から選別し持来させる。3回実施するものとし、以下GD Iと同要領で行う。  
3回成功は45点、2回成功は35点、1回成功は25点、選別態度を5点とする。
- B 服従作業。 100点。
1. 紐無脚側行進。 (10)
  2. 常歩行進中の立止。 (10)
  3. 常歩行進中の伏臥。 (10)
  4. 常歩行進中の停座及び招呼。 (10)
  5. 物品持来。 (10)  
650gのダンベルを約8m以上前方に投げる。
  6. 往復障害飛越。 (10)  
高さ80cm。
  7. 前進。 (10)  
20m、停止後招呼。
  8. 休止。 4分間。 (10)

9. 銃声確固性。 (10)  
紐付立止で銃声2発。
10. 紐付犬体検査及び一般態度。 (10)  
GD Iより厳密に行う。
- C 防衛作業。 50点。
1. 対位禁足咆哮。 (20)  
10m前方しゃへい下の犯人に約10秒禁足咆哮する。
2. 襲撃及び中止。 (30)  
仮装犯人に対し咬捕と中止。紐付でよい。
- (3)GD III (警備犬訓練試験Ⅲ)。 200点。
- A 嗅覚作業。 1か2のどちらかを選択する。 50点。
1. 足跡追及。  
未知人の足跡300歩。屈折は3回以上とし、物品は中間に2個、終点に1個、印跡10分後追及開始、終点の30歩手前で紐を放す。
2. 臭気選別。  
10m前方の選別台上の他人の物品選別とし、誘惑物品は4人で1個づつ付臭した物品とし、3回行う。  
採点はGD IIと同じ。
- B 服従作業。 90点。
1. 紐無脚側行進。 (10)
2. 速歩行進中の立止。 (10)
3. 速歩行進中の伏臥。 (10)
4. 速歩行進中の停座及び招呼。 (10)
5. 物品持来。 (10)  
1kgのダンベルを約10m前方に投げる。
6. 往復障害飛越。 (10)  
高さ1m。
7. 前進及方向変換。 (20)  
30m前進 左右15m。
8. 休止。 5分間。 (10)
- C 防衛作業。 60点。
1. パトロール。 (5)  
指導手より左右20mづつ離れたしゃへい下2カ所の検索。
2. 対位禁足咆哮。 (10)  
しゃへい下の犯人に約10秒禁足咆哮させ身体検査を行う。
3. 仮装犯人へ襲撃。 (10)  
身体検査中犯人が不意に抵抗し、犬は命令なく犯人を咬捕する。
4. 中止。 咬捕の中止。 (10)
5. 追捕。 (10)  
犬に伏座を命じ、犯人を20m連行する。犯人は指導手を倒して逃亡し、犬は直ちに追捕する。
6. 中止。 追捕の中止。 (10)
7. 護送。 (5)  
犯人の後方3mより護送し審査員に引き渡す。

## 第5章 団体競技課目

### (団体競技)

第9条 団体競技課目の実施要領は次のとおりとする。

- (1)指導手5名と犬5頭以上を1チームとして編成する。
- (2)競技時間は、頭数に関わらず10分以内とする。
- (3)次の課目を必ず競技内容の中に盛り込まなければならない。
- ア 紐付き脚側行進。
- イ 紐無し脚側行進。

- ウ 停座及び招呼。
  - エ 伏 臥。
  - オ 紐無し立止。
- (4)2度の逸走があった場合は、演技中止とする。

## 第6章 服従スペシャル課目

### (服従スペシャル)

第10条 服従スペシャルの規定課目とその実施要領は次のとおりとする。

- (1)紐無し脚側行進 (第6条(2)の要領に準じて行う。復路は速歩とする)。
- (2)紐無し立止 (第6条(5)の要領に準じて行う)。
- (3)停座及び招呼 (第6条(3)の要領に準じて行う)。
- (4)常歩行進中の伏臥及び招呼 (第6条(9)の要領に準じて行う)。
- (5)常歩行進中の立止及び招呼 (第6条(10)の要領に準じて行う)。
- (6)物品持来 (第6条(16)の要領に準じて行う)。
- (7)遠隔・伏臥から停座 (第6条(19)の要領に準じて行う)。
- (8)遠隔・立止から伏臥 (第6条(21)の要領に準じて行う)。
- (9)速歩行進中の伏臥 (第6条(11)の要領に準じて行う)。
- (10)速歩行進中の停座 (第6条(12)の要領に準じて行う)。

## 第7章 足跡追及・臭気選別競技課目

### (足跡追及)

第11条 足跡追及競技課目の実施要領は次のとおりとする。

- (1)自臭の足跡追及 (紐付き)。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は約100歩 (2屈折・3コース) の足跡を印跡し、第2コース上に1個、印跡終了地点に1個の自臭物品を置く。印跡後すぐ追及を開始し、指導手は10mの搜索紐を犬につけて、紐の末端を持ち紐が張らない状態で犬の後ろ10mの距離を保ち追従する。

犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。) 犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。
- (2)他臭の足跡追及 (紐無し)。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は100歩以上 (4屈折以上・5コース以上) の足跡を印跡し、コース途中で1個、印跡終了地点に1個の他臭物品を置く。印跡後すぐ追及を開始し、指導手は紐を外し、犬の後ろ10mの距離を保ち追従する。犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。) 犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

### (臭気選別)

第12条 臭気選別競技課目の実施要領は次のとおりとする。

なお、順位決定に際しては、作業態度も審査対象とする。

- (1)自臭の臭気選別。

指導手臭を付着させた物品 (布) を本物品とし、同じ形質の誘惑物品 (4名が着臭した物品) 4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置する。指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に回れ右してから、犬に本臭をかがせて発進持来させる。犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡し終わる。(連続4回行う・作業時間は本臭をかがせ始めて1分間以内)

第2次作業は、連続4回成功した犬を対象に行う。その場合は異物品 (ビニール・箸・紙等) を使用することがある。
- (2)他臭の臭気選別。

前号の要領に準じて行うが、本物品と誘惑物品（4名）は、他人臭で合計5個を用いて行う。  
（連続4回行う・作業時間は本臭をかがせ始めて1分間以内）

## 第8章 共通の実施要領

### （作業前の申告）

第13条 訓練試験・競技会に際して、各指導手は作業開始前訓練試験委員及び審査員に競技課目・犬名・指導手名、競技会においては出陳番号を申告しなければならない。

### （基本動作）

第14条 各作業は、犬を脚側停座させ、指示により始めることとし、その各作業終了に際しては、犬を脚側停座させて終わることとする。

### （紐付き作業）

第15条 全ての課目において、『紐付き作業を明記してある課目』あるいは『CDIS』及び『CDI』以外はすべて紐無しで行うこととする。

### （飛越障害の高さ）

第16条 各種の飛越作業の高さは、小型犬は概ね体高の高さとし、中型犬は40cm、大型犬は70cmとする。

## 第9章 雑 則

第17条 この規程の改廃は、必要に応じて中央訓練委員会に諮問し、その答申を経て、理事会の議決によって行う。

### 付 則

この規程は1979年1月1日より施行する。

改正 2015年3月26日

改正 2015年11月12日